

令和5年度及び令和6年度の大東市の人事行政の運営等の状況の公表について

1. 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 116,376	千円 53,126,702	千円 562,015	千円 5,941,277	% 11.2	% 11.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 552	千円 2,027,134	千円 716,964	千円 901,118	千円 3,645,216	千円 6,604	千円 6,361

(注) 1 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。

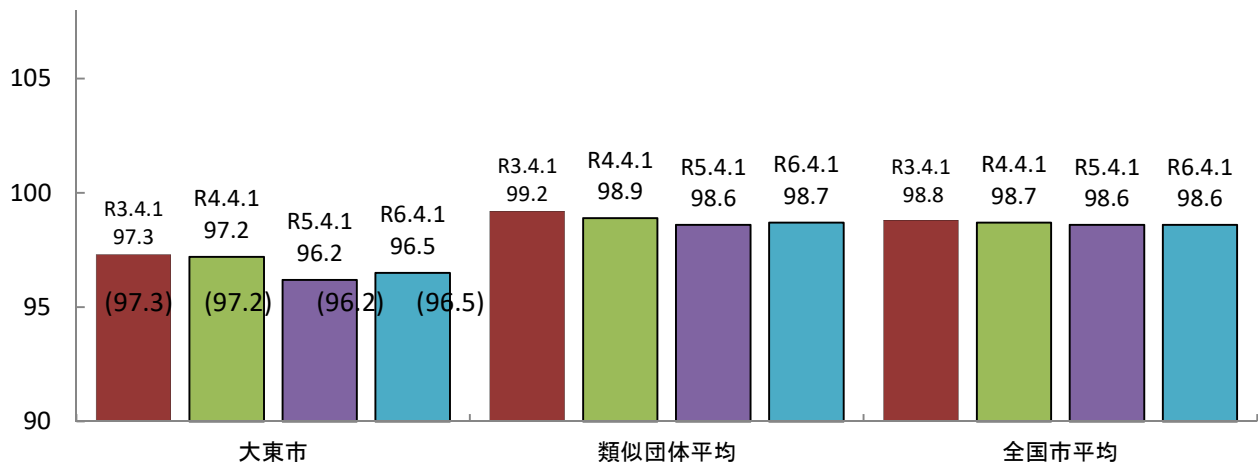
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。

また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

4 市長・副市長・教育長を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出します。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

実施

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準15%に対し、大東市においても15%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日時点は11%、給与改定後は平成27年4月に遡及し13%、平成28年4月1日からは15%を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度以降 の支給割合
		4月1日 時点	遡及改定 後	
国基準による支給割合	10%	11%	13%	15%
大東市の支給割合	10%	11%	13%	15%

③ その他の見直し内容

なし。

(5) 特記事項

なし。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
大東市	43.9 歳	313,386 円	432,897 円	388,681 円
大阪府	41.6 歳	314,603 円	424,876 円	372,465 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.1 歳	316,955 円	406,373 円	367,288 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	民間			参考 A/B
						対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
大東市	54.4 歳	6 人	345,067 円	404,702 円	404,702 円	—	—	—	—
うち校務員	54.4 歳	6 人	345,067 円	404,702 円	404,702 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.65
大阪府	54.5 歳	382 人	295,012 円	368,827 円	341,219 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	53.0 歳	31 人	316,762 円	372,923 円	354,212 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	対応する民間の類似職種(D)	C/D
大東市	—	—	—
うち校務員	6,649,284 円	3,297,300 円	2.02

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(令和3年～令和5年の3か年平均)

なお、本市技能労務職は正職員のみを対象としていますが、技能労務職に対応する民間の類似職種については、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者も対象としているため、正社員でない従業員を含みます。また、両者の比較にあたっては、それぞれの年齢、業務内容、雇用形態等が一致するものではないことにご留意ください。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

◆技能労務職員等の給与の見直しに向けた取組方針

●基本的な考え方

技能労務職員に係る給与の見直しについては、職員数の抑制を図っていくことを基本としながら、給与制度についても、地域の民間給与の水準および国・府・他の自治体との均衡等に留意のうえ、適正化に向けた取り組みを推進していきます。

●その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準等)

給料表は、行政職給料表(国家公務員の行政職俸給表(一)のうち、1級から4級と同額)を適用しています。

特殊勤務手当はその業務に従事した場合のみ支給されますが、主に支給されているものとしては死獣処理作業手当、有害物取扱作業手当、道路作業手当があります。

●その他

行財政改革の実施計画やアウトソーシング計画に基づいて、社会情勢の変化に対応した効率的・効果的な行政運営体制となるよう、事務事業の見直しや組織機構の見直しを行うとともに、指定管理者制度の導入・民間委託を推進するなどの取り組みを進めています。また、人材の有効活用の観点から、他職種への配置換えについても取り組んでいるところです。

これらの取り組みにより、技能労務職の職員数は平成11年4月1日現在202名から令和5年4月1日現在6名に削減しました。今後も退職者不補充を基本とし、職員数の削減に努めます。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大東市	43.0 歳	384,395 円	548,281 円
大阪府(幼稚園、小・中学校)	39.1 歳	348,232 円	424,747 円
類似団体	41.8 歳	322,833 円	385,640 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		大東市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	202,400 円	203,300 円	196,200 円
	高校卒	176,100 円	171,500 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	176,100 円	178,233 円	—
教育職	大学卒	202,400 円	227,000 円	—
	高校卒	176,100 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,100 円	332,420 円	364,650 円	410,418 円
	高校卒	231,250 円	308,825 円	343,550 円	361,221 円

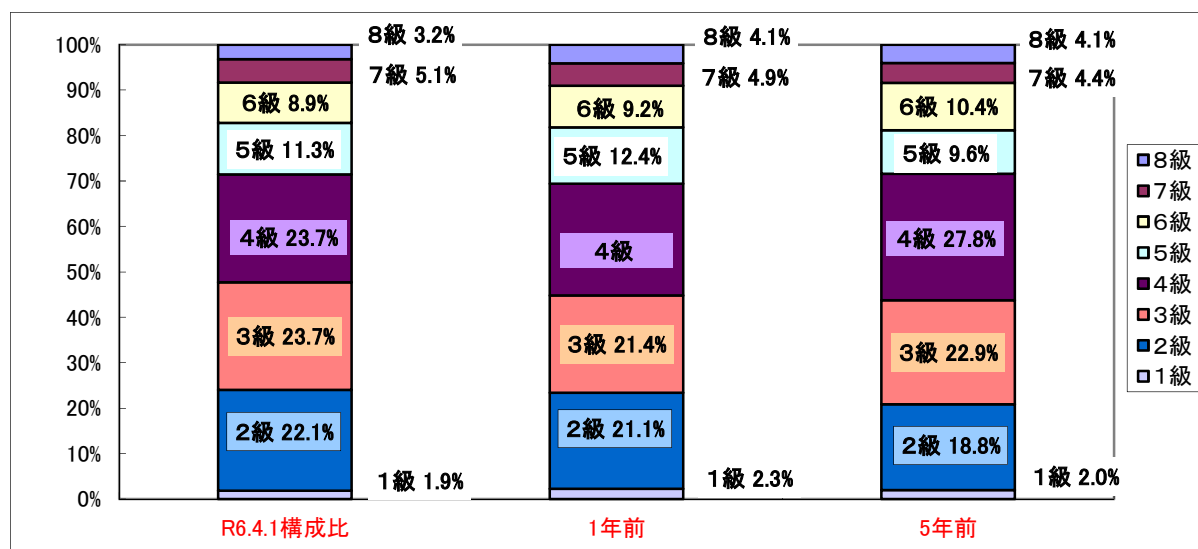
3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数等の状況(令和6年4月1日現在)

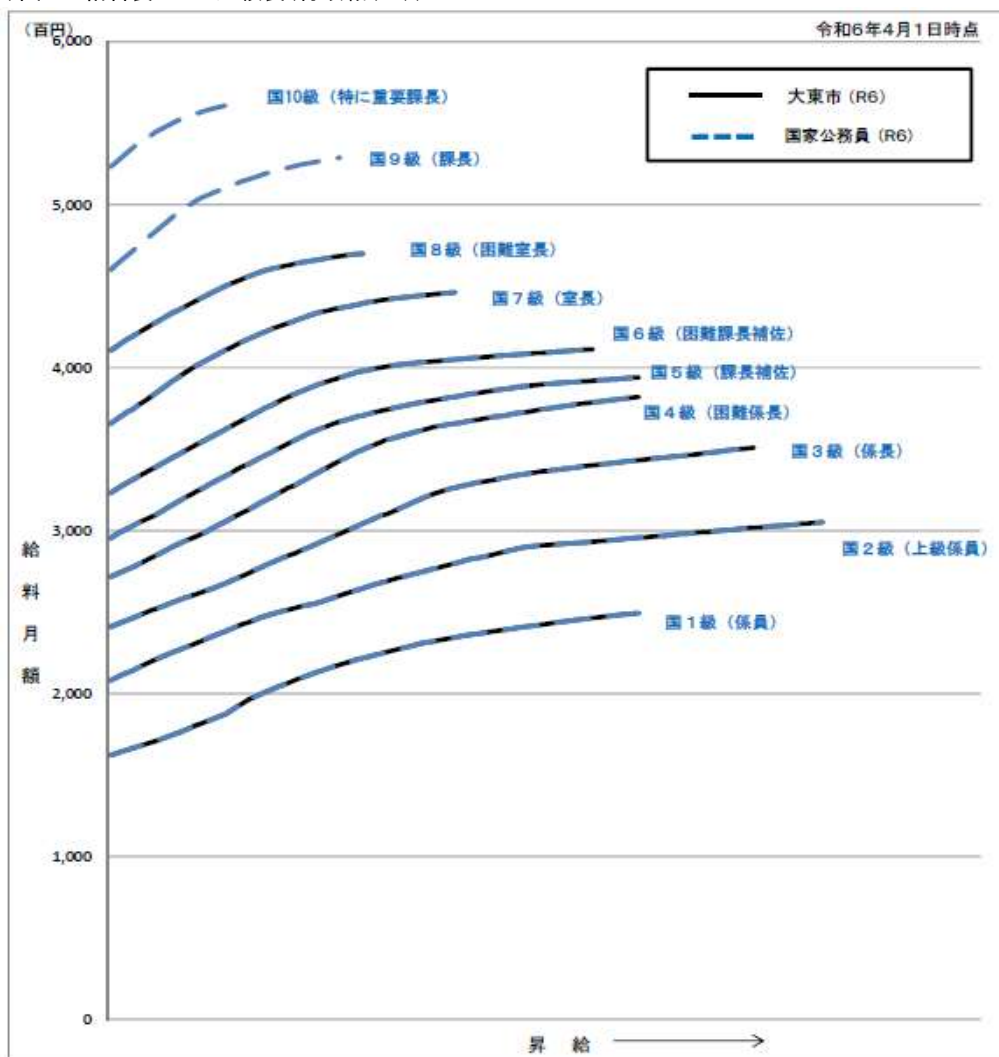
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	理事	0 人	0.00 %	410,300 円	470,000 円
	部長	12 人	3.23 %	410,300 円	470,000 円
7級	総括次長	8 人	2.16 %	365,500 円	446,200 円
	次長	11 人	2.96 %	365,500 円	446,200 円
6級	課長	33 人	8.89 %	323,100 円	411,300 円
5級	課長補佐	42 人	11.32 %	295,400 円	394,000 円
4級	上席主査	48 人	12.94 %	271,600 円	382,000 円
	主査	40 人	10.78 %	271,600 円	382,000 円
3級	主任	88 人	23.72 %	240,900 円	351,000 円
2級	係員	82 人	22.10 %	208,000 円	305,200 円
1級	係員	7 人	1.89 %	162,100 円	249,400 円

(注) 1 大東市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))



(3)昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(大東市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇級実績がある区分	昇給可能な区分	昇級実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4. 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

大東市		大阪府		国	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)		—	
1,553 千円		1,696 千円			
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分 (1.375) 月分	2.05 月分 (0.975) 月分	2.45 月分 (1.375) 月分	2.05 月分 (0.975) 月分	2.45 月分 (1.375) 月分	2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 加算率 20% … 理事、部長 15% … 部長級参事～課長 10% … 課長級参事～課長補佐 8% … 上席主査 5% … 主査		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～10% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(大東市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当(令和6年4月1日現在)

支給率区分	大 東 市		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	
1人当たり平均支給額		16,124 千円	—	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3)地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		321,545 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		569,106 円
支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
15 %	565 人	15 %

(4)特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			430 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			1,660 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			44.2 %	
手当の種類(手当数)			9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅死病人収容護送手当	職員	行旅死亡人および行旅病人の収容護送の業務に従事した職員	千円	死亡人 1件 1,000 円 病人 1件 500 円
死獣処理作業手当	職員	犬および猫の死体の処理作業に従事した職員	6 千円	1件 250 円
伝染病防疫作業手当	職員	伝染病防疫の作業に従事した職員	千円	1件 200 円
防災活動手当	職員	防災活動の業務に従事した職員	338 千円	1件 500 円
有害物取扱作業手当	職員	草木の病害虫の駆除のため、有害物を取り扱う作業に従事した職員	千円	日額 200 円
高所作業手当	職員	地上および水面上15m以上の箇所で行う建設工事、監督および検査の作業に従事した職員	千円	日額 100 円
道路上作業手当	職員	道路上において、交通を遮断することなく行う土木工事、現場作業、測量、監督、検査の作業に従事した職員	68 千円	日額 100 円
坑内作業手当	職員	下水道地下現場において、工事の監督、検査および維持管理の作業に従事した職員	千円	日額 100 円
レントゲン撮影手当	レントゲン技師	レントゲン撮影の業務に従事した職員	千円	日額 200 円

(5)時間外勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	198,739 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	339 千円
支給実績(令和4年度決算)	188,294 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	313 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6)その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者・父母等 6,500円 行政職給料表(一)7級以下 3,500円 行政職給料表(一)8級 子 10,000円 特定期間の加算 5,000円	同	—	59,493 千円	223,658 円
住居手当	・家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・家賃27,000円超え61,000円未満 (家賃額－27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上 28,000円	同	—	42,246 千円	287,388 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の場合に支給 ・交通機関利用者 …6カ月定期代相当額【1ヶ月55,000円限度】 ・交通用具利用者 片道2～5km未満:2,000円 片道5～10km未満:4,200円 片道10～15km未満:7,100円 片道15～20km未満:10,000円 片道20～25km未満:12,900円 片道25～30km未満:15,800円 片道30～35km未満:18,700円 片道35～40km未満:21,600円 片道40～45km未満:24,400円 以降、5kmごとに1,800円加算	同	—	35,282 千円	78,404 円
管理職手当	・理事…91,100円 ・部長…85,100円 ・部長級参事…77,100円 ・次長…71,300円 ・課長…57,000円 ・幼稚園の副園長…40,000円	異	俸給の特別調整額として官職に応じた区分により定額で支給	56,882 千円	758,427 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合、勤務1時間につき、勤務1時間あたりの給与額の135%を乗じた額	同	—	1,721 千円	10,244 円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の公務により、平日深夜又は週休日等に勤務した場合に支給 理事・部長…6,000円 次長…5,000円 課長…4,300円 幼稚園の副園長…3,500円	同	—	626 千円	26,083 円

5. 特別職等の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等			
給料	市長	950,000	円	(参考)類似団体における最高額／最低額	
	副市長	820,000	円	1,030,000	円
	教育長	740,000	円	880,000	円
	上下水道事業管理者	740,000	円	／	686,000 円
報酬	議長	660,000	円	760,000	円
	副議長	620,000	円	670,000	円
	議員	590,000	円	620,000	円
期末手当	市長	(令和5年度支給割合)			
	副市長	4.4 月分			
	教育長				
	上下水道事業管理者				
退職手当	議長	(令和5年度支給割合)			
	副議長	4.5 月分			
	議員				
	備考				
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	在職月方式 支給率 50/100	22,800,000 円	任期ごと	
	教育長	" 30/100	11,808,000 円	"	
	上下水道事業管理者	" 25/100	6,660,000 円	"	
	備考	" 25/100	8,880,000 円	"	
	備考	" 25/100	8,880,000 円	"	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、令和6年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(48月(ただし教育長については36月))勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6. 職員数の状況

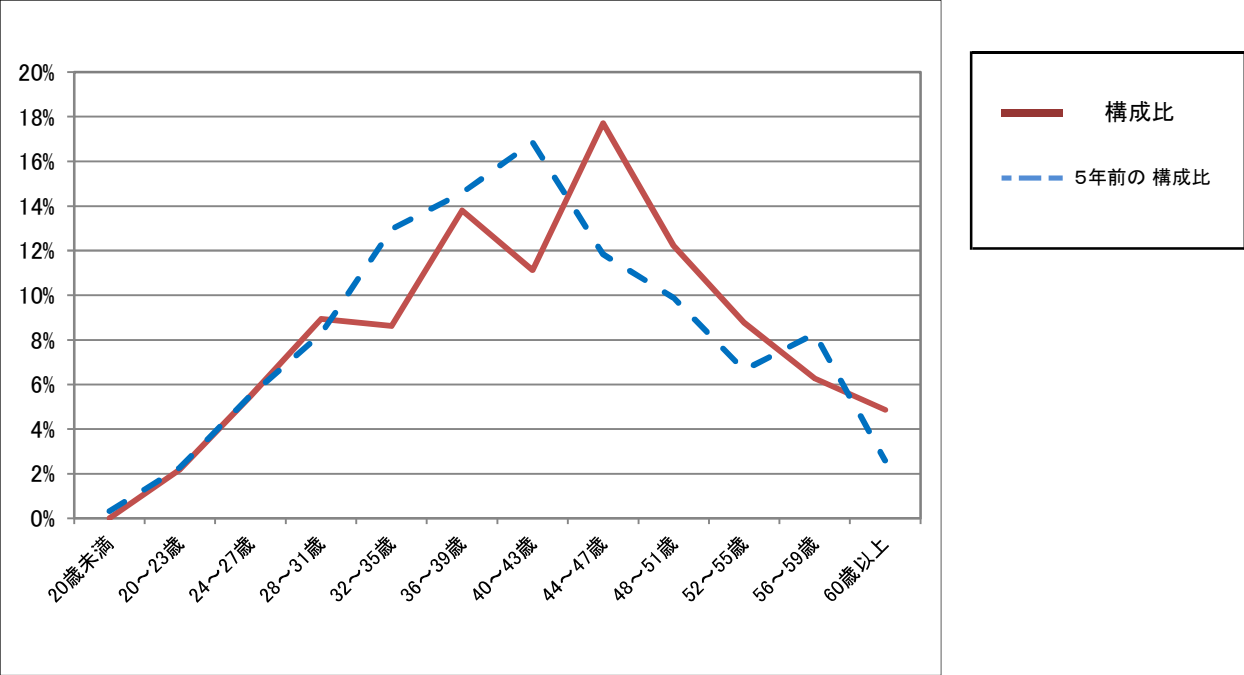
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(令和6年4月1日現在)

区分		職員数			対前年増減数	主な増減理由
部門		令和4年	令和5年	令和6年		
普通会計部門	議会	7	7	7	0	
	総務	129	130	132	2	会計出納部門の充実ほか
	税務	44	44	44	0	
	民生	187	178	179	1	福祉事務所部門の充実ほか
	衛生	38	41	39	△ 2	衛生一般部門の合理化ほか
	労働	0	0	0	0	
	農林	4	5	5	0	
	商工	9	8	8	0	
	土木	52	52	54	2	土木一般部門の充実ほか
	小計	470	465	468	3	【参考】人口1万人あたり職員数 40人 (類似団体における人口1万人あたりの職員数 48.35人)
政特部門	教育部門	80	85	85	0	教育一般部門の充実ほか
	消防部門	0	0	0	0	
	小計	80	85	85	0	
計		550	550	553	3	【参考】人口1万人あたり職員数 48人 (類似団体における人口1万人あたりの職員数 62.69人)
会計等企業部門	水道	24	24	24	0	
	下水道	14	15	16	1	下水道部門の充実
	その他	46	46	45	△ 1	国保事業部門の合理化ほか
	計	84	85	85	0	
総合計		634 (726)	635 (726)	638 (726)	3	【参考】人口1万人あたり職員数 55人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

(注) 2 ()内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	14	35	57	55	88	71	113	78	56	40	31	638

(注) 職員数は一般職に属する常勤の職員数です。

(3) 職員数の推移

部門別	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		450	465	464	469	464	467	17 (4 %)
教育		81	80	85	80	85	85	4 (5 %)
普通会計計		531	545	549	549	549	552	21 (4 %)
公営企業等会計計		85	84	84	85	86	86	1 (1 %)
総合計		616	629	633	634	635	638	22 (4 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7. 採用及び退職状況

(1) 採用職員数(令和6年4月1日現在)

	職種	採用者数	(参考) 試験申込者数		
			計	男	女
9月試験	事務職	4	260	180	80
	土木職	0	7	7	0
	建築職	0	7	7	0
	保育士	3	20	1	19
	社会福祉士	1	10	6	4
	保健師	2	23	2	21
試験後	事務職	10	198	141	57
追加試験	土木職	1	7	6	1
	建築職	0	3	3	0
合計		21	535	353	182

(注) 試験は令和5年度に実施。

(2)任期付職員の採用状況(令和6年4月1日現在)

職種	区分	常時勤務職員	短時間勤務職員			(参考)試験申込者数		
			31時間	計	男	女		
保育士		3	0	4	1	3		
看護師		1	0	1	0	1		
社会福祉士		3	0	4	0	4		
事務職		0	7	12	5	7		
事務職(ケアマネージャー)		0	1	1	0	1		
事務職(障害者対象)		0	1	3	3	0		
合計		7	9	25	9	16		

(注) 1 試験は令和5年度に実施。

2 時間の区分は1週間の勤務時間数です。

(3)再任用職員の採用状況(令和6年4月1日現在)

職種	区分	常時勤務職員	短時間勤務職員				
			15時間以上 19.5時間未満	19.5時間以上 23.5時間未満	23.5時間以上 27.5時間未満	27.5時間以上 29.5時間未満	29.5時間以上 31時間以下
一般行政職		20	0	1	0	0	6
税務職		0	0	0	0	0	0
医療職		0	0	0	0	0	0
福祉職		4	0	1	0	0	1
企業職		1	0	0	0	0	0
技能労務職		3	0	0	0	0	0
教育職		0	0	0	0	0	0
合計		28	0	2	0	0	7

(注) 時間の区分は1週間の勤務時間数です。

(4)退職の状況(令和5年度)

職種	一般行政職	税務職	医療職	福祉職	企業職	技能労務職	教育職	合計
人数	13	0	3	3	0	0	4	23

(5)退職管理の状況(令和5年度)

離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位
市民生活部 参事	令和6年3月31日	令和6年4月1日	公益社団法人大東市シルバー人材センター	次長

8. 昇任試験関係

(1) 主査職

① 昇任試験日程

試験内容	実施日
論文試験	令和6年1月11日(木)
筆記(教養・専門)試験	令和6年1月18日(木)
面接試験	令和6年2月6日(火)

② 昇任試験結果

I 類(45歳以下の者(保育士等除く))

職 種	受験者数	合格者数
事務職員	6 (1)	6 (1)
技術職員	4 (0)	2 (0)
合 計	10 (1)	8 (1)

(注) ()内は女性で内数

II 類(①45歳以下の保育士等②46～55歳の者③56歳以上の主査職昇任試験未受験者)

職 種	受験者数	合格者数
事務職員	0 (0)	0 (0)
技術職員	1 (1)	1 (1)
合 計	1 (1)	1 (1)

(注) ()内は女性で内数

III 類(56歳以上の主査職昇任試験受験経験者)

職 種	受験者数	合格者数
事務職員	0 (0)	0 (0)
技術職員	0 (0)	0 (0)
合 計	0 (0)	0 (0)

(注) ()内は女性で内数

9. 職務上の地位別職員数(一般行政職)

役職名	令和6年4月1日		令和5年4月1日		職員増減員数 (令和6-令和5)	
	人数	うち女性	人数	うち女性	人数	うち女性
理事級	1	0	1	0	0	0
部長級	14	1	15	1	△ 1	0
次長級	23	3	21	3	2	0
課長級	48	10	50	11	△ 2	△ 1
課長補佐級	55	8	54	8	1	0
上席主査級	84	29	86	27	△ 2	2
主査級	73	28	74	31	△ 1	△ 3
役職者計	298	79	301	81	△ 3	△ 2
一般職(役職なし)	340		334		6	
職員数合計	638		635		3	
内 男性	368		367		1	
内 女性	270		268		2	

(注) 職員数は一般職(教育長を除く)に属する常勤の職員数です。

10. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(令和6年4月1日現在)

勤務時間	週38時間45分
勤務時間の開始時刻	9:00
勤務時間の終了時刻	17:30
休憩時間	12:00～12:45

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況(令和5年)

年休付与単位	暦年
--------	----

令和5年1月1日～令和5年12月31日

総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
6,432 日	428 人	15.0 日

(3) 特別休暇等の導入状況

項目	付与日数
選挙権その他公民権行使	必要と認められる期間
証人等として関係官庁への出頭	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日(実質)
結婚	8日(実質)
産前・産後	産前56日、産後56日
育児時間	1日2回(45分)又は1回(90分)
男性職員の出産育児参加休暇	7日(実質)
子の看護休暇	5日(実質)
短期介護休暇	5日(実質)
忌引	7日(配偶者、父母)、5日(子)、3日(祖父母)等
父母の祭日(法要)	1日
夏季休暇	6日(6月から9月までの期間で実質)
非常災害による交通遮断、交通機関の事故	必要と認められる期間
感染症による隔離	必要と認められる期間
生理休暇	連続する2日以内
流産休暇(4か月未満)	連続する7日
妊娠障害休暇	7日(実質)
妊婦の通勤緩和休暇	1日2回(30分)又は1回(60分)
妊娠通院休暇	4週間につき2日以内
リフレッシュ休暇	勤続年数に応じて付与(10年で3日・20年で4日・30年で5日)
不妊治療休暇	1暦年につき5日(体外授精又は顕微授精の場合は5日加算し10日)

(4) 育児休業等の取得状況

① 育児休業及び部分休業の取得者数

	令和5年度の取得者数			令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員
	育児休業	育児短時間勤務	部分休業	
男性職員	6	0	5	15
	0	0		
女性職員	7	0	5	7
	0	0		
計	13	0	10	22
	0			

※ 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」の欄の上段には令和5年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、中段には育児休業(部分休業)の期間が、令和 年度から令和 年度にかけて引き続いている者、下段には子の出生日以後57日間以内に育児休業を取得後、令和5年度に再び育児休業を取得した者の数

②育児休業及び部分休業の承認期間

令和5年度中に新たに取得した育児休業のうち、子の誕生日以後57日間以内に開始・終了した育児休業を除く

育児休業承認期間	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	2	0	0	0	0	0	2
女性職員	1	4	1	1	0	0	7
計	3	4	1	1	0	0	9

令和5年度中に新たに取得した育児休業のうち、子の誕生日以後57日間以内に開始・終了した育児休業

育児休業承認期間	育児休業承認期間				合計
	～2週間以下	2週間超え 4週間以下	4週間超え 6週間以下	6週間超え 8週間以下	
男性職員	1	3	0	0	4
女性職員	0	0	0	0	0
計	1	3	0	0	4

子の誕生日以後57日間以内に開始・終了した育児休業を取得後、令和5年度に取得した再度の育児休業

育児休業承認期間	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

令和5年度中に新たに取得した部分休業

部分休業承認期間	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	5	0	0	0	0	0	5
女性職員	5	0	0	0	0	0	5
計	10	0	0	0	0	0	10

1日の部分休業取得時間(平均)				
30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合計
0	2	1	2	5
0	2	2	1	5
0	4	3	3	10

令和5年度中に新たに取得した育児短時間勤務

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(5)介護休暇の取得状況

①介護休暇の取得者数

	介護休暇承認期間						
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	2	1	0	1	0	0	0
計	2	1	0	1	0	0	0

②介護休暇制度の内容

国に準じた 制度を導入	国と異なる 制度を導入	異なる内容				未導入
		対象範囲	休暇期間	取得単位	その他	
○						

11. 服務

(1) 職務専念義務の免除(令和5年度)

事由	研修参加	厚生計画参加	その他	合計
件数	641	230	4	875

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立の状況(令和4年度)

措置要求件数	0
不服申立件数	0

(3) 分限処分者数

		降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号	0	0	15		15	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
小計		0	0	15	0	15	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(4) 懲戒処分者数

		戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第28条第1項第3号	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

(5) 行為別懲戒処分者数一覧

		戒告	減給	停職	免職	合計
1 給与・任用に関する不正	諸給与の不正領得	0	0	0	0	0
	受験採用の際の虚偽行為	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計(1)	0	0	0	0	0
2 一般服務違反関係	職務命令違反	0	0	0	0	0
	信用失墜行為	0	0	0	0	0
	守秘義務違反	0	0	0	0	0
	職務専念義務違反	0	0	0	0	0
	政治的行為違反	0	0	0	0	0
	違法な職員組合活動	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
	営利企業等従事制限違反	0	0	0	0	0
	欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0	0	0	0	0
	公職選挙法違反	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計(2)	0	0	0	0	0
3 一般非行関係	傷害・暴行の刑法違反	0	0	0	0	0
	金銭・異性関係等の非行	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計(3)	0	0	0	0	0
4 収賄等関係	収賄	0	0	0	0	0
	横領	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計(4)	0	0	0	0	0
5 道路交通法違反	職務遂行中	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計(5)	0	0	0	0	0
本人の行為 ((1)～(5)計)		0	0	0	0	0
監督責任		0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

(6) 刑事処分者数

処分の種類事件の種類		懲役	禁固	罰金	科料	合計
収賄による場合	刑法第197条～第197条の4	0	0	0	0	0
横領による場合	刑法第252条～第254条	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	刑法第204条～第211条	0	0	0	0	0
公職選挙法違反による場合		0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合	職務遂行中	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

12. 令和5年度研修実績

(1) 人事課主催

① 階層別研修

区 分		実施回数	人数
新規採用職員研修	前期	1	34
	プロジェクトアドベンチャー研修	1	25
	後期	1	25
	人権研修	1	23
法律研修	入庁2年目職員	1	23
政策形成研修	入庁3年目職員	1	16
主査研修	主査級1～4年目職員	1	36
新任係長研修	令和5年度に上席主査級へ昇任した職員	1	19
課長補佐研修	課長補佐級職員	1	52
新任課長研修	令和5年度に課長級へ昇任した職員	1	7

② 専門研修・特別研修

区 分	実施回数	人数
人事評価研修	1	195
面接官研修	1	16
普通救命講習	1	32

③ 人権問題研修

区 分	実施回数	人数
人権問題職場研修指導員・推進員研修	1	71

(2) 派遣研修

区 分	実施回数	人数
全国市町村国際文化研修所・市町村職員中央研修所	4	4
おおさか市町村職員研修研究センター(能力向上、専門実務、システム他)	24	35
河北研修協議会(専門研修)	1	9
河北研修協議会(特別研修)	1	5
河北研修協議会(研修担当者研修)	1	2
地方自治制度勉強会	1	2
大阪隣接都市協議会	1	1
部落解放・人権夏季講座	1	3
部落解放・人権大学講座	1	1

(3) 自主研修

区 分	実施回数	人数
先進都市派遣研修	2	4
通信教育研修	1	1

13. 職員の福祉及び利益の保護

(1) 職員の健康管理事業等(令和5年度)

主な事業

定期健康診断 女性職員(乳がん・子宮がん)検診 胃部検診 頸肩腕・手指障害検診など

(2) 職員厚生(令和5年度)

大東市職員互助会

補助金決算額	1,287 千円
会員掛金決算額	4,203 千円

令和4年度の主な事業

給付・補助事業(親族死亡弔慰金、人間ドック受診補助など)
貸付事業 厚生事業(常備薬配布など)

14. 公営企業職員の状況

上下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

令和5年度

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考)令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
水道事業	千円 1,989,733	千円 194,483	千円 134,927	% 6.8	% 6.6

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費14,838千円を含まない。

下水道事業	千円 3,458,563	千円 62,450	千円 100,588	% 2.9	% 2.8
-------	-----------------	--------------	---------------	----------	----------

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費14,165千円を含まない。

令和5年度

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
水道事業	人 23	千円 84,915	千円 26,753	千円 38,097	千円 149,765	千円 6,512	千円 6,118
下水道事業	人 18	千円 65,852	千円 19,460	千円 29,441	千円 114,753	千円 6,375	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項

--

②職員の基本給、平均月収及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	基本給	平均月収額
水道事業	41.7 歳	305,317 円	360,934 円	538,416 円
市町村平均 (政令指定都市除く)	45.8 歳	— 円	337,221 円	508,691 円

下水道事業	46.9 歳	322,461 円	388,216 円	564,609 円
市町村平均 (政令指定都市除く)	44.5 歳	— 円	334,536 円	501,579 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年3月31日現在における職員の給料月額の平均です。

2 「基本給」とは、令和6年3月31日現在における職員の給料月額、扶養手当、地域手当の合計額の平均です。

3 「平均月収額」には、「基本給」の他、通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

4 特別職を含みません。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大東市		市町村平均(政令指定都市除く)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
水道事業			
1,656 千円		1,506 千円	
下水道事業			
1,636 千円		1,489 千円	
(令和5年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
6月期 1.2 月分 (0.675) 月分	6月期 1 月分 (0.475) 月分		
12月期 1.2 月分 (0.675) 月分	12月期 1.05 月分 (0.5) 月分		
(加算措置の状況)			
加算率			
20% … 理事、部長			
15% … 部長級参事～課長			
10% … 課長級参事～課長補佐			
8% … 上席主査			
5% … 主査			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

大東市(水道事業)			市町村平均(政令指定都市除く)
支給率区分	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	21,944 千円	11,058 千円

大東市(下水道事業)			市町村平均(政令指定都市除く)
支給率区分	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	19,996 千円	4,406 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

水道事業

支給実績(令和5年度決算)	13,381 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	581,774 円	
支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
15 %	23 人	%

下水道事業

支給実績(令和5年度決算)	10,536 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	585,316 円	
支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
15 %	18 人	%

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

	水道事業	下水道事業
支給実績(令和5年度決算)	147 千円	54 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	6,686 円	4,131 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	96.0 %	72.0 %
手当の種類(手当数)	5	5

手当の名称	主な支給対象	主な支給対象業務	水道事業	下水道事業	左記職員に対する支給単価	
			支給実績 (令和5年度決算)	支給実績 (令和5年度決算)		
突発事故作業手当	職員	水道管の破裂等に対処するため休日等に作業に従事した職員	0 千円	0 千円	1回	500 円
有害物取扱作業手当	職員	配水場勤務者で塩素等の有害物取扱業務に従事した職員	3 千円	0 千円	1回	200 円
道路上等作業手当	職員	道路上等で交通を遮断せず行う作業等に従事した職員	63 千円	47 千円	日額	100 円
防災活動手当	職員	防災活動の業務に従事した職員	81 千円	7 千円	1件	500 円
坑内作業手当	職員	下水道地下現場において工事の監督等に従事した職員	0 千円	0 千円	日額	100 円

オ 時間外勤務手当

	水道事業	下水道事業
支給実績(令和5年度決算)	6,117 千円	1,529 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	306 千円	118 千円
支給実績(令和4年度決算)	3,052 千円	970 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	153 千円	65 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	水道事業		下水道事業	
				支給実績 (令和4年度 決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和4年度 決算)	支給実績 (令和4年度 決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和4年度 決算)
扶養手当	配偶者・父母等 6,500円 子 10,000円 特定期間の加算 5,000円	同	-	2,067 千円	258,313 円	2,680 千円	268,029 円
住居手当	・家賃16,000円超え27,000円以下 家賃額-16,000円 ・家賃27,000円超え61,000円未満 (家賃額-27,000円)× 1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上28,000円	同	-	1,560 千円	312,000 円	1,248 千円	312,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の場合に支給 ・交通機関利用者 …6カ月定期代相当額【1ヶ月55,000円限度】 ・交通用具利用者 片道2～5km未満:2,000円 片道5～10km未満:4,200円 片道10～15km未満:7,100円 片道15～20km未満:10,000円 片道20～25km未満:12,900円 片道25～30km未満:15,800円 片道30～35km未満:18,700円 片道35～40km未満:21,600円 片道40～45km未満:24,400円 以降、5kmごとに1,800円加算	同	-	1,164 千円	64,658 円	1,687 千円	105,468 円
管理職手当	・理事…91,100円 ・部長…85,100円 ・部長級参事…77,100円 ・次長…71,300円 ・課長…57,000円	同	-	2,224 千円	741,200 円	1,705 千円	852,600 円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の公務により、平日深夜又は週休日等に勤務した場合に支給 理事・部長…6,000円 次長…5,000円 課長…4,300円	同	-	92 千円	30,517 円	21 千円	10,250 円